

# 令和8年度四国一周サイクリング推進事業委託仕様書

## 1 事業目的

世界に通用するサイクリングアイランド四国を実現するため、四国一周サイクリングの情報発信力を強化するとともに、愛媛県を四国一周サイクリングの発着点として定着させるための取組みを実施することで、更なる四国一周サイクリングの認知度向上を図る。

## 2 事業期間

契約の日から令和9年3月末まで

## 3 委託事業

### (1) 業務詳細

下記①～④等の内容による四国一周サイクリングに関する一切の業務を行うこと。

なお、本事業で実施する各業務で得た情報を活用するとともに、各事業に目標値を設定するなど、各業務を戦略的に組合せ、一貫性のある取組みとすること。

また、全事業を通して「愛媛発着」の増加につなげることに主眼を置いた内容とすること。

#### 【主なターゲット】

日本国内のサイクリスト及び台湾を中心とするアジアを核に欧・米・豪のサイクリストも視野に入れた取組みとする。

### ①四国一周プロモーション活動の実施

四国一周サイクリングの認知度向上及び「愛媛発着」の定着に向け、効果的なプロモーション企画等を実施する。

なお、以下ア～キには想定する事業を挙げているが、より効果的な事業が考えられる場合は別事業の提案を妨げるものではない。

#### ア 四国一周チャレンジ1,000km プロジェクトの運営

四国一周サイクリングに挑戦するサイクリストを登録等により可視化し、GPSデータや道の駅のスタンプラリー等により完走を把握し、完走証等を発行するとともに、完走後のしまなみ海道訪問者への記念品発行等の仕組みを企画・運営する。

なお、登録にあたっては、サイクリングツアーを企画する旅行会社等、企業や団体からの申し込みも可能な仕組みを運営する。

また、四国一周（同プロジェクト）と台湾一周のW達成者を把握し、記念品を発行する仕組みを運営する。

《令和8年度の単年度目標》

- ・四国一周エントリー：1,000名
- ・四国一周完走者：500名

※下記の制作経費は計上不要（別財源で措置予定）であるが、発送経費は必要。

- ・完走証、チャレンジパス、リーフレット

（見込み）・四国一周完走者：500名 ・四国一周・台湾一周W達成：50名

## イ 若者(二十歳前後)の四国一周サイクリング定着に向けた「若者応援プロジェクト」の実施

四国一周サイクリングに挑戦する若者を公募し、若者の目線で感じる四国を SNS 等で発信してもらうことで四国の魅力を伝えるとともに、大人になるための節目行事としての四国一周サイクリングの定着を図ること。

《実施概要(想定)》

- ・対象：全国の大学・専門学校等の自転車愛好者
- ・時期：夏・春の長期休暇期間
- ・目標数：30名程度
- ・業務内容：挑戦者公募 WEB ページの作成、公募・選定、完走特典（エントリー費割引、宿泊費助成等）の付与

## ウ サイクリストへの認知度向上に係るプロモーション

愛媛発着を印象付けるため、国内在住（日本人1名以上、外国人（欧米豪）1名以上）のインフルエンサー・メディア等を招聘し、ファムツアーを実施する。ファムツアー参加者自身の SNS 等から四国一周サイクリングの魅力を発信してもらうとともに、公式 SNS との共同投稿等を行うこと。

《内容》

- ・まとめて完走するインフルエンサー（海外向け）と、複数回に分けて完走するインフルエンサー（国内向け）の2パターンプロモーションを用意する。
- ・1日70km～100km程度走ることができる人であれば、完走できる行程とする。
- ・サイクルトレインや輪行等、自転車以外の二次交通も利用し完走する。

## エ 四国一周ファンミーティングの開催（目標集客数：50名）

四国一周完走者を対象とした交流の場（ファンミーティング）を、サイクリストの聖地「しまなみ海道」で開催し、完走後、改めて愛媛県へ来訪してもらうきっかけづくりを行い、県外からの参加者増加を図る。また、ファムツアーに招聘したインフルエンサーに、ファンミーティングについても SNS 等で発信してもらうため、参加を検討する。

《実施概要(想定)》

- ・対象：四国一周完走者等
- ・時期：令和9年3月
- ・場所：多々羅しまなみ公園（サイクリストの聖地碑前）
- ・内容：参加者サイクリング、交流会 等

## オ 台湾との交流によるインバウンドの促進に向けた取組み

台湾からのインバウンドの促進に向けたイベントを開催すること。また、台湾現地サイクリストに向けた四国一周の認知及び愛媛発着を促す情報発信を実施するとともに、台湾から四国一周サイクリングにエントリーしやすい環境を整備すること。

## 《実施概要（想定）》

### 台湾プロモーション

- ・時期：令和8年5月～7月
- ・参加者：四国一周PR隊、台湾現地サイクリスト ほか
- ・業務内容：四国一周PR隊の派遣、PRグッズ作成、PRグッズの進呈、SNSによる情報発信、台湾側との連絡調整、プロモーション運営全般

カ 県内のサイクルトレインや輪行を含めた四国一周完走の認知度向上に向けたプロモーション

四国一周サイクリングルート上にある、サイクルトレインの認知度向上を図ることで、完走者増加につなげる。

### 《プロモーション内容（案）》

- ・ポスター等PR資材の作成
- ・サイクルトレインを利用した四国一周サイクリングのPR
- ・サイクルピット・輪行バックのレンタルのPR

## キ プロモーション施策による「愛媛発着」数の測定

プロモーション施策を実施したことによる、「愛媛発着」の増加効果を継続的に測定すること。

## ②四国一周ホームページ・SNSの管理・運営

四国一周チャレンジ1,000kmプロジェクトのエントリーサイト及びSNS等の運営・管理に加え、愛媛県のサイクリングポータルサイト「CYCLING EHIME」との連動を図ること。また、SNSにより、愛媛県の情報を中心に見所や耳より情報等を定期的（月2回程度）に発信すること。投稿内容やスケジュールは、事前に協会と協議の上確定すること。投稿に係る企画、取材、原稿執筆、写真、動画撮影等については受託事業者にて実施すること。

### 《SNSの投稿内容（例）》

- 四国一周を始める前の準備物や心積もり
- 若者プロジェクトやEHIMEサイクリングプロモーション隊に参加した人の体験記
- 四国一周サイクリング中ならではの立ち寄りスポット
- 四国一周ファムツアーのインフルエンサーとの共同投稿

なお、ホームページの作成・運用にあたっては、別紙「四国一周サイクリング推進事業に係るホームページ等システム管理基準」及び「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に基づく個人情報の管理等を順守するほか、SNSの運用にあたっては、県規程の「愛媛県ソーシャルメディア利用ガイドライン」に基づき運用すること。

また、SNSの運用にあたっては、県規程の「愛媛県ソーシャルメディア利用ガイドライン」に基づく運用とする。

## ③愛媛県自転車新文化推進協会（以下「協会」という。）事業との連携・協力

協会単独事業として、近隣県へのキャラバン隊の派遣や首都圏へのPR活動を実施する際や他のサイクリング推進事業との連動したPR等について、連携・協力すること。

#### ④サイクリングアイランド四国推進協議会事業との連携・協力

四国4県等で構成するサイクリングアイランド四国推進協議会の事業として、サイクリストの受入環境整備や自転車展示会への出展を通じたPR活動を実施する際や他のサイクリング推進事業との連動したPR等について、連携・協力すること。

#### (2) 成果品の提出

受託者は委託事業終了後、下記により速やかに事業実績報告書(様式任意)を提出すること。同報告書には、令和8年度四国一周サイクリング推進事業を実施したことが証明できる書類及び写真等を添付すること。

○作成部数 紙媒体1部、電子媒体(DVD-R等)1部

○提出先 愛媛県自転車新文化推進協会事務局

(愛媛県観光スポーツ文化振興局観光交流局自転車新文化推進課)

#### 4 著作権等の取扱い

##### (1) 著作権者

著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に規定する権利を含む。)は、協会に帰属する。

##### (2) 第三者への使用許諾

第三者への使用許諾は、協会が行うものとする。

##### (3) 権利関係の処理

- ①素材に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は受託料に含むものとする。
- ②受託者又は協会が従前から所有していた写真等を使用する場合も前記のとおりとする。
- ③第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。
- ④著作権の取扱いについて、ここに記載のない事項については、協会と受託者で協議の上、処理することとする。

#### 5 その他留意事項

- (1) 委託事業の実施にあたっては、道路交通法の基準に適合する車両の使用、同法を遵守した素材(写真、動画など)の制作など、交通ルールやマナーに違反することがないよう注意すること。特に、電動アシスト自転車(E-BIKEなど)を使用する場合は、公益財団法人日本交通管理技術協会において電動アシスト自転車型式認定を受けた製品を使用するなど、電動アシスト自転車に対する規制に留意すること。
- (2) 委託事業の推進にあたっては、実施内容を事前に協議するなど、協会との緊密な連携のもと、迅速かつ効率的・効果的な遂行を心がけることとする。特に、交通法規に関わる内容(例:制作する動画の交通違反の有無)は、法令を確認するとともに必要に応じて協会と協議しながら慎重に進めること。
- (3) ホームページ及びSNS等の画面は、アクセシビリティ及びユーザビリティに配慮すること。

- (4) ホームページ及び SNS 等の作成にあたっては、協会と十分協議の上、作業を進めることとする。
- (5) 受託者は、作成したホームページ及び SNS 等により利用者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (6) 本事業は、別記「デジタルプロモーション実施時における留意事項」に基づき実施すること。
- (7) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じ、協会と協議の上、処理するものとする。